

各務原市景観計画

Landscape Planning of Kakamigahara City



『かかみがはら』に

ふさわしい景観づくりに向けて・・・



各務原市

City of Kakamigahara

2019



はじめに

各務原市は、南部に愛知県との県境となる大河木曾川が悠々と流れ、北部には田園風景や山並みが広がる豊かな自然に囲まれています。そして、まちの中心部には市民の憩いの場となる緑豊かな公園や、歴史的に重要な文化遺産が多く点在するなど、美しい景観を誇っています。

このような良好な景観を保全し、地域の特性にふさわしい景観を形成するため、本市では、平成18年に市全域を景観計画区域とする「各務原市景観計画」を策定し、同年には「各務原市都市景観条例」を施行しました。

そして、特に重点的に景観の保全と形成を進めていく地区を28地区指定し、地区ごとに建築物の高さや色彩、緑化などの基準を定め、地域資源と調和のとれた美しい都市景観の形成に努めてまいりました。

今回の改定は、前回の景観計画策定から13年あまりが経過したことに伴い、景観を取り巻く情勢の変化等を受け、これまでの景観に関する取り組みや効果を整理し検証しながら、さらに良好な景観の形成を目指した内容としました。

まちづくりのテーマは「幸せ」です。

各務原市総合計画では「笑顔があふれる元気なまち しあわせ実感かみがはら」を理想の将来都市像に掲げ、市民の皆様や地域、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら、理想のまちの実現に向け、総合的、体系的に施策を推進しています。

引き続き、皆様とともに、美しいまちの景観を育み、自然や歴史、文化、産業など「まちの魅力」を最大限に活かしながら、住み続けたいまちづくりを進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、多大なご指導、ご協力を賜りました関係各位をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

2019（令和元）年 6月

各務原市長

浅野 健司

各務原市の都市景観の一層の向上を

各務原市の都市景観の特徴は、名鉄各務原線沿いにひろがる中心部を「まちの風景区域」、その周囲を「田園と歴史の風景区域」、さらに、市域北部の山地を「森の風景区域」、南部の木曾川周辺を「川の風景区域」と、都市景観を大きくとらえ、それぞれの景観上の良さを伸ばしてきていることです。景観行政の進捗に応じて、市民の景観に関する意識も向上し、官民共同による景観づくりの先進地域となっています。特に、2箇所（2箇所）の景観地区、28箇所（28箇所）の重点風景地区の指定を実現していますが、これは、行政の努力と住民の協力なくしては実現できないものです。大規模な建築を造る際にも、事業者から景観上の協力が期待できるものになっています。歴史的な景観については、中山道鶴沼宿を中心に、整備が進みました。また、駅前の緑を実感できる景観整備、建物や看板の色彩規制などにおいて、官民共同の努力が払われてきています。こうしたことから、「かかみがはら」にふさわしい景観の実現に向けて、着実に進んでいるように思います。

市民アンケート（2014年）によると、市に対しての景観の印象について、非常に良い、良いとする市民が約65%になっています。しかし、約30%の市民が、非常に良くない、あまり良くないとしています。こうした方は、土採りされている山や幹線道路沿いの看板類を問題にしています。

今後の各務原市の景観を考えると、これまでの成果を踏まえ、（1）景観上のメリハリを付け、各務原市らしい景観をより特徴づけること、（2）幹線道路沿いなどの野立看板について、市民参加で議論し、無駄なものを取り除くこと、（3）これまで以上に、市民の協力を得て、身近な生活環境の景観を整えることで、各務原市の都市景観の一層の深化が期待できるのではないかと思います。

2019（令和元）年 6月

各務原市景観審議会 会長 瀬口 哲夫

（名古屋市立大学 名誉教授）

目次

各務原市景観計画改訂の背景

序章	1
1. 景観とはなにか	1
2. よい景観・美しい景観とはなにか	2
第1章 各務原市景観計画の前提	3
1. 計画の目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の目指すもの	5
4. 計画の構成	6
第2章 景観構造の現況	7
1. 景観構造	7
(1) 景観の5つの要素	
(2) 軸	
(3) 縁	
(4) 地域	
(5) 集中点	
(6) ランドマーク	
2. 市民の目に映る景観要素	13
(1) 市街地の緑化	
(2) 市内の歴史的景観	
(3) 水と緑と歴史が織り成す景観	
(4) 景観に対する印象	
(5) 市街地景観の中心	
第3章 課題と理念	19
1. 課題	19
(1) 田園景観・自然景観・市街地景観の調和	
(2) 歴史的景観の保全・再生	
(3) 市街地景観の魅力向上	
(4) 市民の目に触れる機会の創出	
2. 理念	21

目次

第4章	目標	25
1.	かかみがはらにふさわしい景観	25
2.	目標	26
第5章	景観計画の区域 【景観法 第8条 第2項 第1号】	27
1.	景観計画区域	27
2.	景観計画区域の区分	28
3.	風景区域	29
4.	各風景区域の景観要素	31
	(1) 軸・縁・集中点・ランドマークの分類	
	(2) 地域の分類	
第6章	良好な景観の形成に関する方針 【景観法 第8条 第3項】	33
1.	風景区域毎の良好な景観の形成に関する方針	33
2.	景観要素別の良好な景観の形成に関する方針	34
	(1) 軸	
	(2) 縁	
	(3) 地域	
	(4) 集中点	
	(5) ランドマーク	
3.	重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の選定	41
	(1) 地区選定の考え方	
	(2) 歴史的資源・風致を有する地区（候補地）	
	(3) 主要な道路・河川に隣接する地区	
	(4) 良好な形成を積極的に推進していく地区（景観地区（候補地））	
4.	重点風景地区（候補地）及び景観地区（候補地）の方針	47
5.	木曾川景観協議会の方針	50
	(1) 現況	
	(2) 方針	
	(3) 活動内容	
6.	屋外広告物の方針	52
	(1) 現況	
	(2) 屋外広告物改善率の推移	
	(3) 方針	

目次

第7章 行為の制限に関する事項 【景観法 第8条 第2項 第2号】	55
1-1. 建築物の高さの最高限度	55
(1) 目的	
(2) 方針	
(3) 特例措置	
(4) 備考	
1-2. 景観形成基準	58
(1) 森の風景区域	
(2) 川の風景区域	
(3) 田園と歴史の風景区域	
(4) まちの風景区域	
1-3. 関連資料	63
2-1. 大規模な行為に関する制限	66
(1) 目的	
(2) 大規模行為及び重点風景地区届出件数	
(3) 方針	
(4) 特例措置	
(5) 備考	
2-2. 景観形成基準	68
(1) 建築物	
(2) 工作物	
(3) 良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為	
3. 行為の届出	72
(1) 届出の必要な行為	
(2) 届出の適用除外となる行為	
(3) 特定届出対象行為	
(4) 届出の流れ	
(5) 備考	
第8章 景観重要建造物の指定の方針 【景観法 第8条 第2項 第3号】	78
1. 指定方針	78
2. 指定基準	79
3. 景観重要建造物の指定	80

目次

第9章 景観重要樹木の指定の方針	【景観法 第8条 第2項 第3号】	・・・	82
1. 指定方針		・・・	82
2. 指定基準		・・・	83
第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項	【景観法 第8条 第2項 第4号ロ】	・・・	84
1. 道路		・・・	84
2. 河川		・・・	85
第11章 今後の方針		・・・	86
1. 今後の方針		・・・	86
(1) 市全域の基本方針			
(2) 地区ごとの個別方針			
(3) 市民参加の方針			
2. 都市計画手法等の活用		・・・	90
3. 市民参加の促進		・・・	91
4. 計画改訂の考え方		・・・	93
第12章 参考資料		・・・	94
1. 各務原市景観基本計画の策定		・・・	94
(1) 策定体制			
(2) 各務原市景観基本計画策定委員会 委員名簿			
(3) 策定経緯			
2. 景観法に基づく景観計画への移行		・・・	98
(1) 背景			
(2) 移行経緯			
3. 良好な景観の形成に係わる各種法規制		・・・	100
4. 関係条例等		・・・	106
(1) 各務原市都市景観条例			
(2) 各務原市都市景観条例の施行期日を定める規則			
(3) 各務原市都市景観条例施行規則			
(4) 各務原市屋外広告物条例			
(5) 各務原市景観アドバイザー設置要綱			
(6) 各務原市都市景観賞実施要綱			

各務原市景観計画改訂の背景

これまでの成果

各務原市景観計画を平成18年に策定し、平成18年から平成30年までに、大規模行為の届け出件数は約300件、重点風景地区の届出件数は約1,300件で、合計約1,600件と着実に届出がされているものと考えられます。

また平成21年から平成30年までの10年間で、屋外広告物の違反件数が約2,300件から約350件に減少し、違反指導件数に対する改善率は55.7%から88.7%まで高まっています。

「木曾川景観の保全・創造を図り、美しい木曾川景観を後世に継承すること」を目的として平成17年に「木曾川景観協議会」を犬山市と各務原市で設立し、さらに、両市が連携し、景観施策を展開するため、平成18年に「木曾川景観基本計画」を策定しました。平成21年には景観法に定められている「景観協議会」と位置付けられ木曾川景観協議会の開催など広域景観づくりに取り組んでいます。

各務原市都市景観賞は、「美しいまち・かかみがはら」にふさわしい建築物やまちなみをはじめ、美しいまちの実現に向けた活動を行っている団体などに贈る賞であり、平成18年以降、これまでに6回開催し、市民意識の高揚や地域における景観まちづくりの展開に寄与しています。

市内でも特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区として重点風景地区を28地区、景観地区を2地区で指定しており、それぞれの地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などの基準を定めています。

平成21年には、住みよい都市づくりや環境・景観マネジメントに焦点を当て、地方自治体間で競われる「住みよい都市づくり国際コンクール（The Livcom Awards: The International Awards for Liveable Communities2009）」で銀賞を受賞し、市の取り組みが改めて高く評価されました。

また平成24年には、重点風景地区の1つである中山道鶉沼宿地区では地域の創意工夫を活かしたまちづくりが評価され、「第7回まち交大賞のまちづくり効果賞」と「平成24年度手づくり郷土賞（一般部門）」を受賞しました。

改訂の方向性

今般、景観計画の策定から10年が経過し、大規模行為や重点風景地区の届出や屋外広告物規制、地域住民による景観まちづくりなどが功を奏し、良好な景観が形成されてきました。このような効果を整理し、本市の景観のさらなる向上を目指して、景観計画を改定します。